

鹿沼市新型コロナウイルス感染症対策経営強化補助金交付要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症対策として新たな事業に取り組みながら、ビジネス環境の整備など新たな事業スタイルに挑戦する市内の中小企業者等を支援し、当該事業者の事業継続、又は経営強化の促進を目的とするものです。

今回の公募にあたっては、政策上の観点から、新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けながらも経営力強化に取り組む事業者への重点的な支援を図ります。

2 制度の概要

(1) 対象者（交付申請ができる方）

①法人（下記の要件のいずれの要件にも該当する者）

- ・市内に本社等を有し、市内に事業所（店舗・オフィス・工場等）を有すること
- ・市税の滞納がないこと
- ・資本金の額又は出資の総額（基本金を有する法人にあっては基本金の額とする。）が10億円未満であること（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下であること。）
- ・会社及び会社に準ずる営利法人であること（※1）

②個人事業主等

- ・市内に住民登録しており、市内に事業所を有すること
- ・市税の滞納がないこと

※1

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none">・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）・個人事業主（商工業者等） <p>※本補助金における商工業者等とは商業（卸売業・小売業等）、サービス業（宿泊業・娯楽業・旅館業等）、製造業、農業、その他（ソフトウェア業・情報処理サービス業・建設業・運輸業等）</p>	<ul style="list-style-type: none">・医師、歯科医師、助産師・系統出荷による収入のみである農業者（個人の林業・水産業者についても同様）・協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）・一般社団法人、公益社団法人・医療法人・学校法人・宗教法人・農事組合法人・NPO法人・社会福祉法人・任意団体等

●対象者の要件を満たしている場合でも以下の要件のいずれかを満たしている場合は対象外となります。

- ・同一の内容の事業について、国・県・市が助成（国・県・市以外の機関が、国・県・市から受けた補助金等により実施する場合も含む）する他の制度において補助対象経費とした経費を重複して申請する者
- ・医療、福祉、公務、農業（系統出荷による収入のみである場合のみ。また林業・漁業も同様とする）従事者
- ・法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- ・風俗営業との規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する者
- ・政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- ・鹿沼市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第6号に規定する暴力団員等若しくは栃木県暴力団排除条例施行規則第3条に規定する密接関係者である者
- ・非営利法人
- ・上記に掲げる者のほか、補助金の交付が適当でないと市長が認める者

(2)補助対象となる経費

新型コロナウイルス感染症に対応した、新たな取組やビジネス環境の整備

①補助対象事業の例

- インターネット販売などオンラインを活用したサービスや販売の取組
（例：ウェブサイトの構築、ECサイトの販売手数料、自社サイトの多言語化など）
- キャッシュレス決済の導入
（例：キャッシュレス決済対応レジ購入・及び設置費用等）
- テレワークの導入
（例：テレワーク用通信機器の導入費用等 ※ただし、汎用機器は除く）
- BCP（事業継続計画）策定
（例：BCP策定のために必要な設備・物品の購入、設置に係る費用）
- 感染症対策のための改修工事、備品購入費用※2
- 国・県・市（国・県・市以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合も含む）が実施している補助金等の申請、実績報告等に係る書類作成代行費用
※2 本事業の目的に合致するものに限る

②補助対象経費（感染症対策用と認められるものに限る）

- Wi-Fi環境整備費（機器購入費用・設置費用・設置に伴う関連工事費用等）
- 事業所改修工事費用（空調設備工事、内装工事等）
- 感染対策備品購入費用（空気清浄機、その他感染症対策用と認められるもの）
- 外注経費（ホームページ作成等）
- 補助金等の申請、実績報告等に係る書類作成代行費用（新型コロナウイルス感染症対策の補助金等に限る）
- その他新たな取組等に必要と認められる経費

③補助対象とならない経費

- 汎用機器購入費用（パソコン・タブレット・ハードディスク等）
- 通信費（インターネット通信費等）
- 備品リース費用
- 消耗品費（アルコール除菌液、マスク等も含む）
- 補助事業の目的に合致しないもの
- 必要な経理書類を用意できないもの
- 販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- オークション品の購入
- 社会通念上、適正な価格の取引でないもの

(3) 補助額

①補助率

補助対象経費（税込）の2/3

※1,000円未満の端数は切捨て

②補助上限額

1事業者につき100万円

3 事業の実施期間

交付決定後から令和3（2021）年3月31日（水）まで

※令和3（2021）年3月31日（水）までに**実績報告書**の提出が必要となります。

※予算の都合により、申請期間内であっても募集を締め切る場合があります。

4 確認審査

申請書類の提出後、事業内容について確認審査を行います。確認審査によって補助の要件を確認し、補助の対象として適正と認められた事業に対して補助金が交付されます。

審査は原則として書面により行うものとしますが、必要に応じて現地調査等を行います。

5 スケジュール

補助金交付申請（別表一参照）	令和2年10月13日（火）以降
確認審査	申請受付後随時
交付決定	確認調査後随時
実績報告（別表二参照）	事業終了後速やかに ※令和3年3月31日（水）まで
完了検査	実績報告後随時
交付請求	検査結果通知書受領後15日以内
補助金交付	請求書受領後2か月以内

6 提出について

(1) 提出期限

提出期限はありませんが、令和3年3月31日までに実績報告書の提出ができるものに限ります。

(2) 提出書類

別表1のとおり

(3) 提出先

〒322-8601

鹿沼市今宮町1688-1

鹿沼市役所 経済部

産業振興課 商工振興係

【お問合せ先】

鹿沼市役所 経済部産業振興課 商工振興係

TEL 0289-63-2182

FAX 0289-63-2189

Mail sangyou@city.kanuma.lg.jp